

議 長	会議を再開します。 (午後 2時05分)
々	これより、香取議員の一般質問を行います。1番香取議員。
1番 香取議員	<p>1番議席、香取でございます。</p> <p>本日は、三原地区で予定されている、河津桜公園の整備の必要性を問いたいと思います。</p> <p>今年3月の定例会において、公共施設の適正配置について、と題して一般質問をさせていただきました。公共施設を維持していくためには、維持管理費や修繕費など、大きなお金がかかります。人口減少や高齢化の進む本町においては、将来の人口規模に合わせて、公共施設も適正な規模に縮減していく必要があります。このことは、3月の一般質問においても、共通認識として答弁をいただいたことと考えております。公共施設というと、いわゆる箱物が真っ先に思い浮かびますが、屋外にある公園やグラウンドも例外ではありません。維持管理にかかる費用を減らしていくために、集約化を行って、町内に複数ある同じ機能を持つ設備を1ヶ所にまとめたり、複合化を行って、一つの設備に複数の機能を持たせたりして、公園やグラウンドも含めた公共施設の量を減らしていくことが求められています。そんな中、三原地区で河津桜公園整備の構想が進められています。南佐木にある残土処理場を利用して、河津桜を植栽した公園や町民のためのグラウンド、それから子どもたちのための遊具を整備していこうという構想です。この構想は、新しく公園を作ろうというものですから、先ほどから申し上げている公共施設を減らしていこうという流れとは逆行するものになります。もちろん、逆行するからといって、絶対にやってはいけないというわけではありません。ただし、逆行するからには、本当に必要な事業であるのかどうかを、他の事業よりもさらに慎重に議論し、判断していく必要があるのではないのでしょうか。この河津桜公園の構想については、前回6月の定例会で本山議員が、その前の3月の定例会では圓山議員が、それぞれの立場から一般質問をしておられます。</p> <p>そこで、今回は改めて町長のお考えを伺いたいと思います。人口減少の進む本町において、河津桜公園の整備は、本当に必要な事業なのでしょうか。もし仮に公園が整備された場合、将来にわたって負債とならずに、町の資産として適切に維持管理し、きちんとして、きちんと活用していくことができるのでしょうか。お考えを伺います。</p>
議 長	それでは、香取議員の質問、「河津桜公園整備の必要性を問う」に対する答弁をお願いします。番外野坂町長。
番外 野坂町長	<p>香取議員の「河津桜公園整備の必要性を問う」にお答えします。</p> <p>はじめに、平成30年春の株式会社三共島根川本工場進出にあたっての代</p>

番外
野坂町長

表取締役石川俊光社長の本町の振興に対する熱い思いについて、改めて触れさせていただきます。当初から、地域のリーディング企業となり、雇用創出面で貢献したいとの思いとともに、三原を中心とする地元の皆様の憩いの場や、将来的には、外からの誘客にも繋がるような空間整備の構想を描き、披露されています。この構想実現に向けて、町政始まって以来の多額のご寄附や河津桜の苗木を寄贈いただいているところです。河津桜につきましては、令和2年度から昨年度にかけて、地元の皆様にもご協力をいただき、町道三原古市線沿いに、計600本を植栽させていただきました。令和3年度に入りまして、地区の中心部に新たに生じることとなった適地を活用して、河津桜や、これは若手職員から提案がありましたが、町の木である「もみじ」などの植栽、さらに、子育て世帯からニーズの高い子育て支援施設を中心として整備をしようとする構想の素案につきまして、石川社長にご相談したところ、このような提案を待ち望んでいたと。ぜひ、三原を中心とした地域の方々に喜んでもらえるよう進めて欲しいとの賛意が示されました。こうした経過から、このたびは、一般的に行政主導で行われる整備とは趣を異にし、石川社長や三原を中心とした地元の皆様との協働、これに軸足を置いて検討を重ねてきているところです。一方で、議員ご指摘のとおり、公共施設の適切な管理の視点からの検討を加えることは極めて重要であります。対応するため、まずは整備に必要な事業費の上限の目安を持つこととしております。具体的には、初期投資、イニシャルコストにつきましては、いただいたご寄附と三原地区で導入可能な有利な辺地債、これを充てることとし、町の実質的な一般財源からの持ち出しがないような額を事業費の上限として想定したいと考えております。また、現段階の主な整備の内容が、植栽と、わずかな構築物等であり、一般的に建物設備、いわゆる箱物に付随して、運営上かさみがちな人件費や電気料、水道光熱費等の経費がほとんど必要ないことから、ランニングコストも極力低減できるものと考えております。こうして、コロナ禍が続く中で、石川社長や地元の皆様と膝を突き合わせて協議をする場をなかなか設けられずにいるところですが、香取議員のご質問はじめ、今後、皆様からいただきますご意見、ご提案をしっかりと踏まえ、現段階の案に固執することなく、また、スケジュールありきとならないよう、柔軟に検討を深めてまいりたいと、このように考えております。平成26年の夏、石川社長の従業員を大切にされた経営のもと、地域に開かれた、これは「かんてんぱぱガーデン」と銘打って農村公園を展開しておられる、ここには世界のトヨタ自動車も、人を大事にする経営、そして地域に開かれた事業体として範とされておりますが、長野県伊那市にある伊那食品工業株式会社、こういう会社のような事業体を目指したいと、石川社長がこうおっしゃいまして、この熱い思いに触れてすぐ、前三宅町長と当時の谷川産業振興課長が、この伊那食品工業を訪問視察されました。この動きを耳にされ、以後、本町への進出に前かがみになったんだと、進出の後日談として石川社長から伺ったことを、今思い出すわけであります。当時、副町長として在任しておりました私自身

番外
野坂町長

も、同じ年、秋から冬にかけてだったと思いますが、この伊那食品工業を訪問視察する機会があり、このような優れた会社を目標として、株式会社三協さんが将来、三原の地で事業展開いただければとてもありがたいがなど、この伊那食品工業を見て、そのように深く感銘しました。この立場になりました今、是が非でも進出いただいた株式会社三協さんを支援し続けねばと強く思っているところでございます。

議 長

再質問ありますか。香取議員。

1 番
香取議員

ただいまの答弁、株式会社三協の思いを受けた町長の熱量は伝わってきました。伝わってはきましたが、最初の質問のところで、お察しかもしれないですけれども、私はこの公園の整備は必要ではないのではないかと。或いは、作っても使わないことにならないかと、というふうに感じております。もちろん必要だ、ぜひ公園を作って欲しいという町民の方、町内外からの声があることは承知しております。また、議会の中でも、私のような考えはもしかしたら多数派ではないかもしれませんが、ただ、公園を整備するということが前提となって話が進んでいくことに、少々違和感を覚えておりますので、本日、このように取り上げて議論をさせていただきたいと思っております。議論に入っていく前にですね、ちょっと前提条件、前提のところの確認をしたいんですけども、ただいまの答弁で、事業費の上限の目安を設けていくという話の中で、ランニングコストはほとんどかからないような、極力低減していくという話があったかと思うんですが、確認として、現段階ではどのようなものを、何を作ることを想定しておられるのでしょうか。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

具体的な機能というお尋ねでございますけれども、今産業振興課の方ですすね、地元の方といろいろ意見交換をしながら、想定しておりますのが、まずは植栽、これは「河津桜」ですとか、先ほども町長が申しましたような、町木ですね「サツキ」ですとか「紅葉」とか、そういった植栽の方を想定しております。それから建物といたしまして、トイレや休憩所等。それから構築物といたしまして、運動場ですとか駐車場、あと遊具ですね、こういったものを想定しております。以上です。

議 長

再質問ありますか。
はい、香取議員。

1 番
香取議員

はい、分かりました。そうすると、トイレ何かを作ると浄化槽が必要であったりとか、メンテナンスにも長期で年単位で最初のころを見ればそんなにかからないかもしれないですが、長期で見ると、かかってくるようなことに

1 番
香取議員

なるかと思うのでその辺も含めてお話をしていきたいと思います。最初の町長の答弁ですね、お答えいただいた中で、どうして作るのかという理由ですが、一般の公共施設とは少し意味合いが違うというお答えがございました。その中で、2つのこと、2つの思いといいますか、そういうものがあつたというように理解をしました。1つは株式会社三協の思いと寄付。それから地元の方、地域からの思いというのもあつたようなことと捉えられましたので、その2つの地域からの声っていうあたりと、株式会社三協の思いというような2つの点について、これから順番にお話をしていきたいと思っています。

まず、地域からの要望についてです。おそらくこの地域からの要望について、今、課長から答弁があつたように、植栽ですとかトイレ休憩所、それから運動場、遊具などをつくれるということになると思うんですが、この地域の声が必要だよって言っている声と、今回作ろうとしている河津桜公園っていうのが、きちんと見合っているのか。それをその声に基づいて作ったものを本当に使うのかっていうあたりをまず、最初の条件として聞いていきたいと思っています。今、最初に確認したところで、大きく分けて植栽の部分と、あとトイレ・休憩場は使うかもしれないですが、グラウンドの部分、それから遊具の部分があつたかと思っていますので、それぞれについて聞いていきたいと思っています。まず、グラウンドの機能についてなんですけれども、これはかつての三原小学校の校庭を使っていたようなものの代わりと申しますか、そういうように使いたいという意味だと思うんですが、グラウンドを作った場合に想定される利用頻度であるとか人数、どういうシチュエーションで誰が使うことを想定しておられるのか、そして他の施設では代替できないのか、町内の既存の施設では駄目なのか、というところを伺えればと思います。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

グラウンドの利用頻度のお尋ねでございますけれども、議員が今お話いただきましたように当時はですね、三協の工場用跡地には、三原小学校の校庭がございまして、以前そこは連合自治会の方で運動会の方が毎年開催されていまして。地元住民の方は、運動場の代替地としてですね南佐木グラウンド場というふうな形でも思われてることもありまして、運動場が必要だというふうなお話も意見交換の中で何度か出てきておりました。ですので運動場が欲しいということですので、秋に大体開催されています連合自治会の運動場として活用されるのではないかと思います。で、後の活用ですけれども、なかなか三原の方ではグラウンドゴルフとかはあんまり頻繁に行われてないようなことはありますけれども、今笹遊里の方でもグラウンドゴルフをやられたりとかしておりますので、三原以外の方でもですね、そういった利用の方は考えられるのかなと思いますし、当然広場があればですね近くの定住促進住宅がございまして、そういった子育て世帯の安心して遊べる広場として

番外名原産業振興課長 活用が見込まれるのではないかというふうに考えております。本来、芝生広場にしてですね、子どもが転んでも安心な空間づくりができればなと思いますけども、こちらもやはり費用の面がありますので、それらの総合、各機能ですねどこまで盛り込むかっていうところも踏まえて、総合的に判断することになるかと思えます。代替施設がないかということなんですけども、なかなか三原地域の方で、そういった代替施設っていうのは、先ほど出ました荒廃農地をですねそういったところにすればいいじゃないかっていう話も出てくるかもわかりませんが、そういったとやっぱり安全に子どもが遊べるのかっていうふうなこともありますので、やはり今三原の中心地にありまして、利便性のいい地区をですね、公園としての活用が望ましいのではないかというふうに考えております。以上です。

議 長 再質問ありますか。はい、香取議員。

1 番 香取議員 はい、わかりましたが、主な利用を今、確定しているというか、主な利用、連合自治会の運動会というのが大きいように見受けられました。それは年に1回ということですね。その他はグラウンドゴルフが、三原以外の方が来るかもしれないというのと、遊び場として使うかもしれないというお答えだったかと思えます。はい。そうですね、代替可能性については、グラウンド、屋外となると、おっしゃる通り、ここしかここしかというか今三原にはないかもしれないですが、三原まちづくりセンターの体育館なんかは、今連合自治会も運動会をそこで代わりにやるなど使われてるかと思えますので、そのあたりも含めて、考えていく必要があるのかなと思っています。右肩上がり
の時代であればですね、各地域にグラウンドと体育館と全部フルセットで備えていくっていうのが必要というか、できたかもしれないですけども、これからの時代そこを本当にやるかというところは考えていく必要があるかなと思っています。

続いて、遊具について触れたいと思います。これは子育て世代からの要望が大きいということで、午前中石川議員の一般質問においても町長の答弁で、子育て世代からの遊具の要望が大きいというような話を聞いていたかと思えます。ただ、これに対しては、今年3月の圓山議員の一般質問でも、本当に使うのか、使う時期が限られているのではないかというような質問があったかと思えます。そこで改めて遊具の機能について、想定される利用頻度と人数ですね。例えば、平日に使うことが想定されているのか、休日だけなのかとか。利用の頻度、どういうケースで使うことを想定されているか。そして、町内にある他の、同じ先ほどと同じように町内にある他の施設では代替することができないのかという点についても伺います。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 遊具についてのお尋ねでございました。利用頻度でございますけども、先ほども申しましたように、近くに定住促進住宅がございますので、そういった子育て世代の方が保育所もございますので、平日にはそういった方がですね使うというのは想定されるのではないかと思います。その遊具のですね、規模感にもよると思うんですけども、かなりパッと他の町からですね呼び込めるものであればですね、休日、多くの方でにぎわうことも想定されるのかなというふうに思いますので。あと代替施設でございますけれども、体育館というお話もございましたけれども、誰が鍵を開けたり管理するのかっていうところもありますので、そういったそうするとですねやはり、屋外にあった方が、屋外でも雨の日に使えないんじゃないかということになればですねそういったことも、雨の日でも使えるようなですね、施設も考える必要もあるのかなというふうに思います。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。香取議員。

1 番
香取議員 なるほど。そうですね。そうするとですね、遊具については今、まだどういう対象でどういうターゲットでやっていくかによるんだと思います。先ほどもおっしゃったように、町外から人を呼ぶのであれば大きいもの豪華なものになるでしょうし、でもそうすると、先ほどランニングコストは抑えたいってことでしたけどそこが抑えられなくなってきたりするでしょうから、そのあたり誰を対象にするのかなっていうところを考える。もし作るんだったら考えるようなところになると思うんですけども。それとあとメンテナンスですね、メンテナンスがあんまり使わないと特に錆びていたりするでしょうし、ちょうど昨年度円山城の遊具が撤去したばかりだったと思いますので、きちんと使われるかという点を検討する必要があると思っています。その点でですね、私の中ではここに遊具を作らなくても、町内に遊具がある場所があるのであれば、それを先ほど最初に申し上げた複合化のような形で、機能を集約して使うという手もあるのかなと思っています。町内に遊具があるというところとなると、今あるのは小学校ですとか保育所等に遊具が少しずつあると思います。これは例えばの提案になるんですけども、例えば町内に3ヶ所ある保育所の遊具を充実させて、その上で、休日は遊具の部分は保護者同伴であれば、使っていいですよというふうにするという手もあり得ると思うんですが、まずその前提として保育所の遊具の開放というのは、法律や規則上何か制限があるのかどうか教えてください。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 全国的にですね、そういった幼稚園或いは保育所の園庭を開放してる事例がございます。そうしたところを見ますと、法令或いは制度上、特に問題なく可能であるとは考えますが、ただ管理運営上ですね、設置主体者の川本福

番外櫻本健 康福祉課長 社会になりますけども、そこはどういうふう管理運営上等の問題をお考えになるかというのは、また別の問題であると思います。

議 長 再質問ありますか。はい、香取議員。

1 番 香取議員 そうですね、法律上などは問題がないけれども、というお答えでした。おっしゃる通り管理運営上の問題ですとか、安全上の問題などは課題はあると思います。が、検討の余地はあるのではないかなと私は思っているところで、例えばなんですけれども、事例がないかなというふうに調べてみると、千葉県の南房総の方にある、鋸南町きよなみまちという町があります。この町人口7,000人ぐらいの小さな町なんですけれども、ホームページ上に、昨年、令和3年の8月1日から、町内の未就学児の遊び場として保育所の園庭を、休日に限って開放することになりました、というようなお知らせが出ています。利用できるのは町内在住の未就学の児童及びその家族。利用できる日時は保育所、預かり保育のすべてが休日となる日曜・祝日の午前9時から午後5時まで。利用できるのは、園庭と園庭の遊具、ただし三輪車等の遊具は使用できませんなど書いてあります。注意事項として、「必ず保護者同伴でお願いします」ということですか、ごみは持ち帰ってくださいということに加えて、管理者などはいませんので、けがのないように遊んでくださいというふうに書いてあります。こういうようなやり方もあるのではないかな、町内に保育所3ヶ所ありますので、それを遊具を充実させて、その遊具を例えば、それぞれに特色をつけたりすれば、今日、今週はこっち行ってみようかとか、来週はこっち行ってみようかっていう楽しみもできるでしょうし、まさに複合化としてうまく回るのではないかなと思ってます。点検もきちんと行われるでしょうし、平日の日中使いませんみたいなことにもならないので、こういうような取り組み、公園を作る、新たに作るよりも、いろいろと安く、初期投資もランニングコストも安く済むかなと思うので、こういうような、本当にこの公園に遊具で良いのかっていうところですね。河津桜公園に遊具で良いのかっていうところは、考えた方が良いかなと思っております。それから、今グラウンドと町民からの地域からの声・要望としてグラウンドが欲しいっていう機能、それから遊具が欲しいという機能についてお話をしました。それから町民の憩いの場ですとか外からの観光地としての機能なんかも欲しいという声もあつたりしますけれども、これについては、私としては、まだ少し早いのかなと思ってるところもありまして、現実的に考えると、今、町道三原古市線沿いに河津桜を植栽しておられます。そこが、10年後か何年後になるのか分からないですが、桜がすごく綺麗に生えて、本当に観光地として、たくさん人が来るようになって、そこだけじゃもう人がさばききれないよっていうふうになってから、この南佐木の河津桜公園のところを考えても遅くはないのではないかなと思っているところです。はい。ここまでで地域からの要望という観点から見てきたんですが、地域からの要望という観点

1 番
香取議員

では、今申し上げたようなところで必ずしも構想にある河津桜公園でなくてもいいのではないかと考えています。例えば、グラウンド機能も年に1回使って、それ以外どのくらい使うのかわからないという状況。遊具も平日の夕方以降と休日少し使うかなというくらい。それから観光地も、10年後20年後に桜が綺麗になったら観光地になるかなぐらいのものを、あえて今作る必要があるのかというのが、地域の要望という観点に立って見たときの、お話でございました。続いてですね、町長の答弁のところ、メインでおっしゃっていた、株式会社三協の思い、それから寄付がありましたという点についてもお話をしていきたいとします。株式会社三協、それからその社長の思い、熱い思いがあったこと、それから多額の寄付をいただいていることは、私も承知しております。そして寄付については、誰からの寄付であれ寄付金を有効に活用していくべきであることに異論は全くございません。まずは、この寄付金の性質について、少し確認をしたいと考えております。地方自治体への寄付金というのには、大きく分けて2つの種類がございます。1つは、一般の寄付。もう1つは、地方自治法に規定される、地方自治法第96条第1項9号に規定される、負担付き寄付又は贈与というものです。一般の寄付というのは、皆さん想像なさるとおり、個人や法人、企業を含めた法人が、その持っている資産ですね、お金ですとか不動産なんかを地方自治体に無償で譲渡して、受けた地方自治体は、それを自由に使うというのが一般の寄付になります。一方で、もう片方の負担付き寄付というのは、寄付を受けた自治体の側にも負担、つまり義務が生じるというものになります。例えば、企業が市町村に土地を寄付して、その上に市町村が美術館を建てるですとか、そういうようなスキームで使われるものだとして理解しております。こちらの負担付き寄付に関しては、自治体の側に負担、つまり義務が生じるので、受けるにあたっては、議会の議決が必要という立て付けになっています。そこで確認をさせていただきたいんですけれども、今回、お話を上がっている寄付についてはこの負担付き寄付に当たるものでしょうか。

議 長

番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長

ご質問の寄付の性質であります。先ほどおっしゃられたように地方自治法で定められた、指定された目的のための寄付というものではございません。これはそういった寄付採納の手続きをしておりません。しかし、この部分についてですね、私も以前、産業振興課長として三協の社長さんといろいろ話をする中で、これはそれとは、それとは違うぞ、違うというかそういう目的のための思いがあった寄付であったというなことは感じております。誘致する段階でですね、工場の近くに農村公園だとか、観光交流ゾーンなどができるというような提案などもされておられまして、三協としては工場の誘致によって地元の雇用に貢献する、或いは、そういった公園・観光・交流という面で地域の活性化に貢献するという意味での寄付であったというふうなこと

番外湯浅総務財政課長

を私は社長から聞いておられました。今、いろいろ議論されておられますが、公有財産の利用の目的だとか財政的なこと、それによって統廃合、それから用途変更などといった、そういった一般的なお話になっておりますが、ちょっとこの寄付はですね、そっちの方向と少し、かなり違った意味合いの気持ちで社長にあったというふうに感じておるということを申し上げておきます。

議 長

再質問ありますか。はい、香取議員。

1 番
香取議員

私も一般の寄付だからといって、自由に使っていいんだ、自由に使って、良いというふうに主張したいわけではございません。実際ですね、この負担付き寄付についても、単に用途を指定するような寄付、ただ、こういうふうに使ってくださるというふうに指定をする寄付については、この負担付き寄付には該当しない一般寄付、一般の寄付ですよというような判例がございます。それから例えばふるさと納税なんかについても、今一般的にその寄付の使い道を自分で選べるようになってますよね。ただそれも負担付き寄付には当たらず、一般の寄付ですよというふうに解釈をされています。ふるさと納税なんかのサイトを見てみると、次のような注意書きが書いてあることが多いです。ふるさと納税による寄付金は、地方自治法に定める負担付きの寄付としてではなく、指定寄付つまり寄付者が自分の寄付金について、何らかの用途を希望し、受けた方の自治体がこれを尊重しつつ、各分野への配分を判断・活用させていただくもの。こういう指定の寄付としてお受けするものですというふうに、書いてあるものが多いです。何が言いたいかというと、一般寄付、議会の議決を受けてない一般寄付だから、直ちに、そんな自由に使っていいというふうに言いたいわけではありません。ただ、負担付き寄付というふうにみなされることのないように、注意は必要だと思っています。負担つき寄付とみなされるのであれば、それに先立って議会の議決が必要であったということになるはず。例えば、この一般の寄付が負担付き寄付と見なされるようなことがまかり通ってしまうというか許されてしまうことになる。例えば今後、一般の方、例えば私が町に一定の金額を寄付しますと。寄付するので、私の住んでいる弓市地区に憩いの場を作りたいですね。例えば、オープンカフェとかが欲しいですねなんて言った場合に、作らなければいけないということになりかねませんよね。そんなことを許すわけにはいきませんし、それをやるぐらいだったら、町の土地をその個人とか事業者の方に譲るので自由にやってください、そこを自由に使って、カフェでもオープンカフェでも何でも作ってくださいってやった方が、おそらく持続的でもあると思います。なので、今回のことに関しても、一般寄付であることは念頭において負担付き寄付とみなされることのないように、やっていた方がいいかなと思っています。あと、逆の寄付者の立場から考えてみてもですね、必要のないもの或いは使われなくなっていく。今は綺麗ですけ

1 番
香取議員

ど、10年後、20年後にすたれていってしまう。草ぼうぼうで使われてなくなってしまうようなものを作って欲しい。作るのに寄付を使って欲しいというわけではないと思っています。先ほどの町長の答弁でも今後どういうものが必要かについてきちんと議論をなさっていくという話でしたけれども、その通りで、将来、何が将来的にこの町に必要なのかっていうのを、一般寄付ですのできちんと町の側で精査して見極めて、ある程度形にして、こういうものを作ることにしましたというふうな報告をされるのがいいのではないかと考えております。はい。ここままで私の伺いたいことですか提案したいことは、概ね以上となりますので、少しまとめをさせていただきたいと思っております。河津桜公園の整備について、この公園の整備についてはもちろん、既存一般の公共施設の整備とは少し意味合いが違うというような答弁は、理解はいたしました。しかし、私の考えとしてはこの河津桜公園の整備が必要ではないのではないかと。或いは作っても使われないのではないかとという懸念をしております。で、作らないという話になると、では寄付金は、せっかくいただいた寄付金はどうするのかという話になるかもしれませんが、そこについては、何も公園等の整備の初期投資として使い切る必要はないのではないかなというのが私の考えです。今、三原古市線沿いに植えてある桜がありますけれども、その下草を刈ったりですとか、今後、綺麗にしていくにあたってはかなりお金はかかると思います。もちろん森林環境譲与税を使うという話は聞いていますけれども、それだけでは賄いきれなくなるような費用も出てくる可能性はございます。ですので、寄付金に関しては、その地域の植栽している桜を綺麗にしていくのに使うというのでもいいのではないかとというのが私の考えです。公共施設の維持管理の話をしました。公共施設に関しても、今は基本的にはライフサイクルコストというのを考えるというのが主流の流れになっています。ライフサイクルコストというのは、最初に建てるコストだけではなくて、維持管理・修繕、それから解体まで含めたコストをきちんと考えた上で、その財源があるのかなっていうのを考えて作っていきましょうねということです。この寄付金に関してもそこまで含めてみて考えても悪くはないのではないのでしょうか。それから、公園整備必要ないっていうと、残土処理場はどうするんだっていう話も出てくるかもしれません。これについては悩ましいところではあるんですけども、私はとりあえず置いておくというのも一つの手なのではないかと考えております。そうですね、先ほど観光地のところで申し上げましたが、もし本当に本気で観光地にする気があるのであればですね、今三原古市線沿いに植えてある桜がすごく綺麗に咲いて、外から観光客がすごいたくさん来るようになって、そうした上で、そうすれば、今話題になっている南佐木の残土処理場についても、その時点で整備するという方法もあるかもしれないですし、そんなことになれば、町内の民間の方や民間の企業が、何かそこを使って開発したいって言い出すかもしれないです。或いは、その近くに住んでみたいと言って宅地にしたいという方が現れるかもしれません。なので、とりあえず置いておく

1 番
香取議員

というのが一つ。或いは維持管理費がかからないように、広場だけ整備するという方法もあるかもしれません。遊具ですとかトイレなど、メンテナンスが必要なものは作らずに、最低限とりあえず広場だけ自由に使えるようにしておくというのでももしかしたらいいのではないかというのが、私の考えです。はい。ここまでの内容を受けてですね、最後に改めて町長のお考えを伺いたいと思うんですけども、その前にすいません、1点だけ蛇足ながら申し添えておきたいことがございます。公共施設の維持管理の関係なんですけど、3月の定例会では、定例会の一般質問において、私は原則となるルールですとか、施設ごとの個別計画が必要なのではないかという提言をさせていただきました。それに対する町長の答弁としてはですね、ルールとか計画というようなものは作らずに、その時のその時々に行財政の状況に応じて取り組んでいきますというお答えをいただいたと思います。ただですね、それでは今回のような例外的な案件がやはり通りやすくなってしまっているのではないかなというのが私の懸念でございます。或いは執行部が変わったり、議会が変わったりしたときに、考え、ルールが形骸化されてしまうのかなあとというようなことを懸念しております。ですので、やはり公共施設の適正化に関しては、大まかなルール、例えば施設を新しく整備することは基本的にはしませんですとか、更新するときは、複合化や集約化ができないかを、これまで使ってた人数なんかを考えて検討していきますみたいな形で、大まかなルールぐらいは最低限必要なのではないかなと、今回の件を通して改めて痛感した次第でございます。この点も含めまして、河津桜公園が本当に必要なのかどうかについて、最後に改めて町長のお考えを伺いたいと思います。

議 長

番外野坂町長。

番外
野坂町長

様々な視点からのご意見をいただきました。この三協さんがですね、三原の地に来ていただくためには、私自身、少し口幅ったくりますが、当時副町長としておりました時に、この誘致は何としてでも川本に持っていきたいという思いと、私なりに緻密に積み上げて、あらゆる関係者にいろんな働きかけをして、総合力で持ってきたという経過がございます。一番最初ですね、石川社長さんが来られた時のファーストコンタクト、いろんな場で申し上げておりますが改めて申し上げますと、石川社長さん、もともと農家のご出身です。そして高校時代は機械工学を勉強なさって、最初は健康食品じゃなくて機械から入られまして、その機械の延長で健康食品を作られたと。従って今機械を作っておられるので、いわゆる粗利がいいので非常に業績は安定してると。ですけど、農家のご出身ですので、ものすごく農業とそういう関連する人たちを大切にするお気持ちがございました。最初のファーストコンタクト時にですね、三原の地域ですね農家の方が来てくださって社長さんとですね、もう最初の当時三宅町長、私らがこの挨拶してもらって皆段取りをする前からですねもう、もう懇談が始まったんですね。社長それをもの

番外
野坂町長

すごく良い地域だなということを、今もおっしゃいます。それから、三原神楽団がですね「恵比寿」をですね、舞われました。そのようにですね、ファーストコンタクトでそのような歓迎を受けた地に対して、社長はですね、それに対して、自分としても、社としてももちろん工場進出してこれを作るんだけどそれ以上のものをやっぱり皆さんにお返ししたいというお持ちで、構想を立てられ、今に至っております。そういう意味では社長の中でもですね、三原という地への思いがございます。三原という地のことはですね、今日、先ほど関連して申しますと、本山議員のご質問の中で初めてこの場で今の情勢を踏まえたまちづくりのマスタープランをつくる用意があると申しました。その時にですね、キーワードは先達が都市計画エリアをかけてくれたっていうのがですね、これが生きるかもしれないということを申し上げました。都市計画エリアが町内ではですね、残念ながら三原の地区は係っていません。私はですね、そういった地域のいろんな事情を考えますと、そういう意味でも、今後その今のマスタープラン進めていった時に都市計画エリアでの取り組みに限定されますので、そうじゃない地域は、ちょっとその計画から外れてしまうということも含めて、三原をですね意識したいなというふうに考えております。それから、寄付の用途について、制度的なことにも踏み込んで、明快な整理をいただきまして、私も改めてご指摘の通りだなと思います。ですが、この企業誘致というのは、もう来て欲しい人と来たい人とかですね、この信頼関係でもって初めて、初めて出ていただけると、そういう類の最も我々行政が一番取り組む中で最もその関係性の中で初めて成り立っていくと、そういう、そういうたぐいの取り組みであります。であるとすればですね、その社長さんの思いとかですね、こういう思いでいるよということはですね、制度はありますけども思いとしては、やっぱ受けとめていくべきであろうなということでもあります。最後に申し上げますと、うーんとですね、この三協さん、進出いただいて、初めて過疎法ですね軽減の期間が過ぎましたので、初めて今年度から固定資産税を納入していただきます。額についてはその守秘義務がございますので申し上げませんが、断トツに町内、高いレベルの固定資産税を今年度以降お納めいただきます。プラス、法人県民税、さらに働いておられる30名の方のうち、約20名が町内にあります。その方が納められる住民税、これを足し込みますと、すべては網羅しておりませんが、今年度以降、町内断トツの、午前中の議論の中で副町長が申しあげました町税の自主財源のうちのトップが三協さんであります。そういう意味で税源涵養に、将来にわたって貢献いただける先であります。いただける税源涵養分をですね、これも含めて事業費を勘案しますと、逆に私はもうちょっと投資に踏み込んでもいいぐらいな、それぐらいなものがあります。そういったようなこと諸々を勘案いたしますと、これまで何回かご提案させていただいたことをベースに、今後もご相談をしたいなというふうには思っております。ただいろいろとご意見もあると思いますので、冒頭申し上げたことと繰り返しのようになりますが、今の案ありき或いはいつまでに作るとかいうことで

番外
野坂町長

はなくてですね、最も三協の社長さんも良い点を実現してくれて良いものを作ってくれたなあ。地元の皆さんも良いものを作ってくれたなあ。そして我々もですね、議員の皆さんも、これが三原にできて、それが将来のですね、地域の人にも役立ち、いずれ外から人を呼び込むものになるように、そういうふうなものになればなと思っております。一点言い漏らししました、三原での子育て施設、もう一つございます。実は「住生活基本計画」を、失礼しました。そうですね住宅の計画を立てる予定であります、あそこの三原にですね今旧公民館がでございます。これは今の補助金適正化法上の繰上償還を求められる期間が過ぎればですね、やはりあそこを定住住宅用地として、或いはその仮に繰り上げ償還を町が負担しててもですね、定住効果が高いと思えば、それは繰上償還を背負ってでも、住宅をですね、建設すべきであると思っております。その辺の計画のこのたび策定を、住生活基本計画の中で、定住住宅も含めた住宅整備の方向性も固めたいと思っております。そういったことを想定すればですね、子育て世帯がそのエリアにさらに増えることも想定されますので、子育て支援施設としてですね、三原を適地と選定するという判断材料の一つになるのかなと、このように考えております。いろいろ申し上げました。引き続き、皆さんと一緒にこの構想がですね良いものになるように、練って参りたいと思っております。執行部もそうですが、議員の皆さんもですね、議員活動、特に町の外へ向けての議員活動がなかなかする機会がなかったのではないのかなと、このように感じております。ご苦労があると思っております。もし可能であれば、今の私が申し上げた石川社長の思いをですね、直接社長さんにもお聞きいただくような機会、或いは先ほど申しました長野県伊那市にあります伊那食品工業ですね、かんてんぱぱガーデン、これは100年企業を目指してやっていると。年輪経営一つずつ経営を人を大切にしながら高めていくといった視点ですとすぐれた企業であります。ぜひ、可能であればですね、こういったところも見てください、それをもちましてさらに、よい構想を皆さんと一緒に練り上げて参りたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

町長、町長。公共施設の維持管理について、その答弁が抜けております。

番外
野坂町長

失礼いたします。もう一つ、答弁を漏らしておりました。公共施設の維持管理計画、とても大事なことであります。前回もご指摘いただきましたように、私もその時に申し上げた答弁を繰り返しますと、大事なことなのにこれを後回しにしとくと、ボディーブローのように、財政運営に効いてくると、まさにそういうものであります。従って計画をですね、個別の計画もしっかり持っているということでもあります。その趣旨に私も全く同感であります。ただ申し上げておきますと、今、私どもこれいつも言いますことですが60人のですね、私以下、正規の職員であらゆる計画を今作っております。だんだん国の方がですね、いろんな計画について努力義務、義務を外して努力

番外
野坂町長

義務に落とすような形がありますけど、職員それぞれがですね膨大な計画を作る作業に携わっております、従いましてその持つべき計画をですね、どれぐらい手間隙をかけて持つべきかというのはやはり、その最大・最初の点まで一番いい結果ができればいいんでしょうけども、計画作って魂入れずみたになることが往々にありがちでして、そこは60人の職員が持つ中で持たねばならない計画が何が、求められるのかというのはですね、やはりその都度考えていきたいと思っております。理想は、議員がおっしゃることです、個別計画を持つべきであろうと思っております。ただ、それは、最終的にいろいろお示ししたり財政推計、いろんなものがありますけども、それらを、或いはその次年度の予算については、予算査定の中で必要性等を積み上げて参りますので、総合的に行財政運営を見通す中での公共施設管理計画の個別計画をどこまで踏み込んで持つかということについては、これは今申した観点からですね、ちょっと検討課題とさせていただきたいと思っております。必要性についても十分理解しておりますのでございます。以上でございます。

議 長

再質問ありますか。
（「一言だけ。」の声あり）
はい、香取議員。

1 番
香取議員

はい。熱量のある答弁をいただきました。今伺ったことで結構なんです、一言だけコメントをさせていただきます。まず、伊那食品のかんてんぱぱガーデンというのは町長を始め皆さん挙げられてるのは承知しております。ただ、これは民間企業のやっているガーデンなのではないかなというのが私の認識でございます。もちろん、町と進出企業が力を合わせてやっていくことが大変必要なことではあります、どちらがやるべきことなのかなというのはきちんと、どちらがどこまでやるべきことなのかなというのはきちんと考えるべきことだと思っております。それから、今の公共施設のことについても答弁は了承いたしました。個別計画は確かに私も難しいと思っております。全部作っていくのは難しいと思っております、大まかなルールですね、新しいものは作りませんとか5箇条ぐらいの大まかなルールぐらいは作ってもいいのではないかなと思っております。答弁は結構です。以上です。

議 長

以上で、「河津桜公園整備の必要性を問う」の質問を終了します。

々

これをもちまして、香取議員の一般質問を終了します。

々

以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。

々

これをもちまして、本日は散会といたします。

議 長 | お疲れ様でした。

(午後 3時00分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中 嶋 則 行 が記載したもので、その内容
において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員